



聴覚に障害のある人の コミュニケーション支援

聴覚に障害のある人には、乳幼児のときに失聴した人、事故や病気のため途中で失聴や難聴になられた人がいます。

市では、そのような状況にある人が、社会生活を円滑に送り、自立と社会参加の促進を図ることを目的としたコミュニケーション支援などを行っています。

コミュニケーション支援

聴覚に障害のある人とのコミュニケーション方法は、手話、要約筆記（筆談）などがあり、人それぞれに合った方法を用います。

手話とは、手指の動きや表情などを使って視覚的に表現する言語です。

要約筆記とは、話の内容を即時に文字にして伝えることです。ノートなどの筆記具を使うほか、OHPやパソコンを利用して、講演などの内容をスクリーンに写し出す方法があります。

市では、社会福祉協議会に委託して、手話奉仕員と要約筆記奉仕員（※）の養成と派遣を行っています。病院や福祉事務所等の公的機関に赴く際に、聴覚に障害がある人へ音声情報を伝えることや、聞こえる人と聞こえない人のコミュニケーションを行う必要がある場合に利用することができます。

※手話奉仕員と要約筆記奉仕員

日常生活上のコミュニケーションの支援や、市町村等の公的機関からの依頼で広報活動などを行う人。

私の情報カード

「私の情報カード」は、聴覚に障害のある人などが通う病院や緊急連絡先等が記載されたカードです。緊急時にこのカードを提示することにより、本人との意思疎通を円滑に行うことができます。

必要事項を記入後、身体障害者手帳にカードを入れ、手帳のカー

バーに専用シールを貼り利用する仕組みになっています。

難聴児補聴器購入助成事業

聴覚に障害のある児童は、適切な補聴手段を得ることで、言語の習得やコミュニケーション能力の向上を図ることができます。

4月1日から、身体障害者手帳の交付対象とならない軽度・中等度難聴の児童に対し、補聴器の購入費用を助成する事業を開始しました（7ページ参照）。

聴覚に障害のある人は、外見上わかりにくいいため、その人が抱える困難に、周りの人が気づきにくいことがあります。

市では、今後も障害に対する理解を深める啓発を行うとともに、障害のある人もない人も安心して暮らし、地域で自立した生活を実現するための支援の向上に取り組んでいきます。



電子メール・FAXによる119番

聴覚に障害のある人などを対象に、電子メール・ファックスでの119番通報を受け付けています。利用の際は、利用申込書（東広島市消防局、消防署・分署に備え付け）による事前登録が必要です。

※119番通報の際は、正確な住所や目標物、現在の状態などをお知らせください。

問い合わせ

東広島市消防局指令課

☎ 082-422-0119



要約筆記奉仕員講座 受講希望者募集

要約筆記奉仕員として活動しませんか。これから開講される講座に受講を希望する人を募集しています。

詳しくは、お問い合わせください。

問い合わせ

竹原市社会福祉協議会

☎ 22-5131

